

岩手県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
岩手医科大学附属内丸メディカルセンター	盛岡市中央通一丁目2番1号	精神通院医療	令和8年4月1日
クイーン薬局Pharma-Labo	久慈市長内町第25地割9番地12	精神通院医療	令和8年4月19日
江刺青葉調剤薬局	奥州市江刺西大通り4番24号	精神通院医療	令和8年5月1日
鳳訪問看護ステーション	盛岡市向中野四丁目23番22号 ディアコート102	精神通院医療	〃
おおはさま薬局	花巻市大迫町大迫第13地割23番地1	精神通院医療	令和8年6月1日
フレアス訪問看護ステーション盛岡	盛岡市本宮三丁目40番10号	精神通院医療	〃
訪問看護あゆみ	一関市滝沢字宮田118番地122	精神通院医療	〃